

関連投稿：山本 聡さん（神奈川工科大学教職教育センター 副センター長 教授）

「法に基づいて対応した」という意味を法学的に考えてみる

「法に基づき適切に対応した」と明確にメントした菅首相。これはいかなる意味を持つのだろうか。前日には官房長官が「内閣総理大臣が日本学術会議法に基づいて任命を行った」と説明している。また、内閣法制局に対し事前に日本学術会議法の解釈を問い合わせていたとの情報もある。

では、法律ではどのような規定になっているのだろうか。学術会議法は戦後制定された全 23 条+付則による小さな法律である。そして、同法の冒頭でその設立の経緯を「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」と明記している。同会議が日本国憲法の「学問の自由」の実践と深くかかわる組織として設立されたことがわかる。同法第 3 条で職務の独立性を強調しているのも会議の自律性を大切にしているからにほかならない。さらに同法第 17 条では、会員への推薦の基準を「優れた研究又は業績」という専門家集団でなければ判断しえない事柄に委ねており、以前の内閣法制局による解釈答弁「形式的任命」であることを示唆している。内閣の任命拒否は想定されていないと考えられる。

これに対し、同法第 1 条第 2 項「日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする」という文言を切り取ってコメントの根拠と考えたようだ。

さて、この判断は法的に正しいのだろうか。まず、法律を解釈するにはその目的や趣旨を確認する必要がある。ある文言だけを切り取って都合よく解釈することはリーガルマインドに反するとされている。大学で法学を学ぶと必ず「法律の目的や趣旨を考え、その法律全体のバランスを考えて論理的に解釈しましょう」と書かれている。目的論的解釈といわれるものである。

日本学術会議は、戦前の学問が国策の下で従わされ、戦争に寄与してしまった反省から、独立した機関としてつくられたものである。前政権時に集団的自衛権の行使容認のため、内閣法制局長官を交代させるなど意に沿わなければ、慣例を破ってでも人事に介入して政策を進めた手法に似ている。あの香港を恐怖に陥れた「国家安全法」を想起してしまうのは思い過ごしだろうか。法律は、人を攻撃するためのものではない。強制的に相手を縛るためのものであってはならない。その解釈の主体が公権力である場合にはさらに注意が必要だ。

私はいつも米国連邦裁判所の判決を学生に提示する。1984 年テキサス州ダラスで、ある教師がレーガン政権への抗議のため星条旗に放火したという事件である。連邦最高裁の判決は「我々は国旗への冒瀆行為を罰することによって国旗を聖化するものではない。これを罰することは、この大切な象徴が表すところの自由を損なうことになる」と・・・。

国民に愛国心を持たせたいのなら国民に愛される国を作ればいい。同様に批判する学者を封じ込めるのではなく、批判されない政治を目指せばいい。人を罰することで言うことをきかせようとするやり方は最低な政治手法であると思う。天秤と剣を持った法の女神も失笑していることだろう。国のリーダーたる者は、イメージーションとバランスを持ってもらいたいものである。